

J R 川越線利便性向上推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、J R 川越線利便性向上推進協議会（以下「本会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、埼玉県・J R 川越線沿線自治体及び関係者の連携・協力を確保することにより、同線の複線化に係る検討に向けた環境整備その他同線の利便性の更なる向上に資する取組の推進を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、別表の会員及びオブザーバーをもって組織する。

(会 議)

第4条 本会に議長を置き、埼玉県企画財政部長をもって充てる。

2 本会の会議は、議長が招集する。

3 議長は、必要があると認めるときは、本会の会議に会員及びオブザーバー以外の者の出席を認めることができる。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、埼玉県企画財政部交通政策課に置く。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項については、議長が定める。

附則

この規約は、令和5年3月16日から施行する。

附則

この規約は、令和8年7月1日から施行する。

(別表)

J R川越線利便性向上推進協議会

構成団体及び職名

区分	構成団体	職名
会員	さいたま市	都市局長
	川越市	都市計画部長
	埼玉県	企画財政部長
オブザーバー	J R 東日本	大宮事業本部経営戦略ユニット長